

田辺市中小企業信用保証料補助金制度改正のご案内

市内中小企業者の経営の維持、安定等を図るため、和歌山県中小企業融資制度のうち、対象となる融資制度を利用され、信用保証協会の保証を受けられた方々に対しまして、その信用保証料の一部を補助する制度が平成31年4月より改正されます。

【改正制度の適用】 融資実行日が平成31年4月1日以降のもの

※融資実行日が平成31年3月31日以前のものについては、改正前の制度の適用となります。改正前の制度の適用に係る補助金の申請は、下記連絡先までご相談の上、速やかに申請書をご提出ください。

対象となる方、補助額、申請手続き等については、別紙「田辺市中小企業信用保証料補助金の制度改正について」及び「田辺市中小企業信用保証料補助金制度のご案内」をご覧ください。

《お申込み・お問合せ先》

田辺市 商工振興課

〒646-8545 田辺市新屋敷町1

(田辺市役所別館)

TEL 0739-26-9970